

○厚岸町公共基準点管理保全要綱

令和 6 年 3 月 29 日

訓令第 21 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）の規定に基づき、厚岸町が管理する測量標（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、公共基準点とは、1 級基準点、2 級基準点及び 3 級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第 3 条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設課とする。

(公共基準点の使用手続)

第 4 条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ厚岸町公共基準点使用承認申請書（別記様式第 1 号）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、厚岸町公共基準点使用承認決定（却下）通知書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、その使用後、厚岸町公共基準点使用報告書（別記様式第 3 号）により、使用結果を町長に報告するものとする。

4 土地家屋調査士会が公共基準点を使用する場合は、厚岸町公共基準点使用包括承認申請書（別記様式第 4 号）により、町長に申請しなければならない。

5 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、厚岸町公共基準点包括使用承認決定（却下）通知書（別記様式第 5 号）を交付するものとする。

6 土地家屋調査士会は、その使用後、厚岸町公共基準点包括使用報告書（別記様式第 6 号）により、使用結果を町長に報告するものとする。

7 第 2 項及び第 5 項により、公共基準点の使用の承認を受けた者は、厚岸町公共基

準点使用承認決定通知書又は土地家屋調査士会員証を常時携行し、町職員、土地又は建築物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があった場合は、速やかにこれを提示し、立入りの許可を受けなければならない。

（工事施工の届出）

第5条 公共基準点の付近で次の各号のいずれかの工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ厚岸町公共基準点工事施工届出書（別記様式第7号）を町長に提出し、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第6条の規定により、公共基準点を一時撤去又は移転する場合は、当該届出を省略することができる。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事等

2 前項の届出は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は町長が示す測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

3 公共基準点付近での工事が竣工したときは、工事施工者は、速やかに厚岸町公共基準点工事竣工報告書（別記様式第8号）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

4 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる資料（着工前及び竣工後が対比できる引照点図又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、厚岸町公共基準点復旧承認申請書（別記様式第9号）により、町長に申請しなければならない。

6 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、厚岸町公共基準点復旧承認決定（却下）通知書（別記様式第10号）を交付するもの

とする。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ厚岸町公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別記様式第11号）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、厚岸町公共基準点（一時撤去・移転）承認決定（却下）通知書（別記様式第12号）を交付するものとする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- （1）位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- （2）写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- （3）再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、厚岸町公共基準点（一時撤去・移転）請求書（別記様式第13号）を町長に提出するものとする。

5 工事施工者は、厚岸町公共基準点の移転及び復旧等の基準（令和6年厚岸町訓令第22号。以下「基準」という。）を遵守しなければならない。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、棄損、移転等によりその効用に支障を来した場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。ただし、同一構造による設置が不可能な場合は、町長と協議し、これを変更することができる。

2 工事施工者以外の者が故意又は過失により公共基準点を滅失又は棄損した場合は、前項の規定を適用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者が行わなければならない。ただし、次の場合は、町が行うものとする。

- （1）第6条第4項の規定による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

(2) 第7条第1項ただし書により、町長が認めた場合

2 測量成果の修正に必要な手続きは、法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき町長が行う。

(設置工事)

第9条 設置工事をしようとする者（以下「設置工事施工者」という。）は、設置位置及び設置施工方法について、町長と協議しなければならない。

2 設置工事に当たっては、原則として公共基準点は既設の物を再度使用するものとする。

3 設置工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときは、設置工事施工者は速やかに厚岸町公共基準点設置工事竣工報告書（別記様式第14号）を前項の写真とともに町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 設置工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

6 設置工事施工者は、基準を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第10条 設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、第8条第1項各号に規定する場合は、町の負担とする。

(施工者の選定)

第11条 工事施工者及び設置工事施工者は、第5条から第9条までに關する測量を実施する際は、法第48条に定める測量士又は測量士補の資格を持つ者に施工させなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の管理保全に關し必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
(厚岸町測量標保全要綱の廃止)
- 2 厚岸町測量標保全要綱（平成8年厚岸町訓令第25号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の厚岸町測量標保全要綱の規定に基づいて行われた決定又は申請の手続は、この要綱の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

別記様式第1号(第4条関係)

厚岸町公共基準点使用承認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住所
氏名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測 量 地 域		
使 用 す る 公 共 基 準 点 名		計 点
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	電話番号
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者 名	
	所 在 地	電話番号
備 考		

別記様式第2号(第4条関係)

厚岸町公共基準点使用承認決定(却下)通知書

年 月 日

様

厚岸町長

公共基準点の使用について、次のとおり承認決定(却下)します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測 量 地 域		
使用する公共基準点名		
測 量 方 法		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者 名	
	所 在 地	
承 認 条 件	1 別紙「公共基準点使用条件」を遵守すること。 2 使用終了後は、報告書を提出すること。	
却 下 理 由		

(裏面)

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ測量計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、管理者から指定された日時に従うこと。
- 3 作業者は、使用時に厚岸町公共基準点使用承認決定通知書(別記様式第2号)を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないように努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で機能回復すること。
- 6 作業者は、公共基準点及びその周辺の現況や、測量付近の工事の予定がある場合は速やかに町に連絡すること。
- 7 作業者は、公共基準点の使用を完了したときは、厚岸町公共基準点使用報告書(別記様式第3号)に、次の書類を添付し町に提出すること。
 - (1) 公共基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

別記様式第3号(第4条関係)

厚岸町公共基準点使用報告書

年 月 日

厚岸町長 様

報告者 住所
氏名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第4条第3項の規定により、公共基準点の使用結果を、次のとおり報告します。

使 用 目 的					
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
測 量 地 域					
使 用 し た 公 共 基 準 点 名					
測 量 作 業 機 関	名 称				
	担 当 者				
	所 在 地	電話番号			
使用結果(精度)		No.	～No.	相対精度	:
		No.	～No.	相対精度	:
		No.	～No.	相対精度	:
		No.	～No.	相対精度	:
特 記 事 項					

別記様式第4号(第4条関係)

厚岸町公共基準点使用包括承認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 土地家屋調査士会
住 所
名 称
代表者名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第4条第4項の規定により、公共基準点の使用について、次のとおり包括承認を申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
測 量 地 域		
使 用 す る 公 共 基 準 点 名		厚岸町が管理をする全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点の取扱いがされているものに限る)
測 量 方 法		
申 請 者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所 在 地	電話番号
測量作業担当者氏名		本会添付名簿のとおり
備 考		

別記様式第5号(第4条関係)

厚岸町公共基準点包括使用承認決定(却下)通知書

年 月 日

土地家屋調査士会

様

厚岸町長

公共基準点の包括使用について、次のとおり承認決定(却下)します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
測 量 地 域	
使 用 す る 公 共 基 準 点 名	厚岸町が管理する全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点の取扱いがされているものに限る)
測 量 方 法	
測量作業担当者氏名	
承 認 条 件	1 別紙「公共基準点使用条件」を遵守すること。 2 使用終了後は、厚岸町公共基準点包括使用報告書(別記様式第6号)を提出すること。
却 下 理 由	

(裏面)

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ測量計画機関名、作業機関名(包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、管理者から指定された日時に従うこと。
- 3 作業者は、土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないように努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で機能回復すること。
- 6 作業者は、公共基準点及びその周辺の現況や、測量付近の工事の予定がある場合は速やかに町に連絡すること。
- 7 作業者は、公共基準点の使用を完了したときは、厚岸町公共基準点包括使用報告書(別記様式第6号)に、次の書類を添付し町に提出すること。
 - (1) 公共基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど

別記様式第6号(第4条関係)

厚岸町公共基準点包括使用報告書

年 月 日

厚岸町長 様

報告者 土地家屋調査士会
住所
名称
代表者名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第4条第6項の規定により、公共基準点の使用結果を、次のとおり報告します。

使 用 目 的			
使用公共基準点名	使 用 年 月 日	使 用 の 目 的	備 考
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	
	年 月 日	1 ・ 2 ・ 3	

※使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲むこと。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異常のため使用を断念した点

※地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

別記様式第7号(第5条関係)

厚岸町公共基準点工事施工届出書

年 月 日

厚岸町長 様

届出者 住所
氏名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届出します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)
工 事 概 要		
公 共 基 準 点 名		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	電話番号
添 付 図 面		1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他()

別記様式第8号(第5条関係)

厚岸町公共基準点工事竣工報告書

年 月 日

厚岸町長 様

報告者 住所
氏名

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告
します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)
工 事 概 要		
公 共 基 準 点 名		
公共基準点の状況		測量標の棄損状態
		構造物の棄損状態
		そ の 他
工 事 請 負 者	名 称	電話番号
	担 当 者	
	所 在 地	
添 付 図 面		1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 そ の 他()

別記様式第9号(第5条関係)

厚岸町公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住所
氏名

工事により支障を来した公共基準点の復旧について、厚岸町公共基準点管理保全要綱第5条第5項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由			
復 旧 内 容			
復 旧 場 所			
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
復 旧 す る 公 共 基 準 点 名			
復 旧 工 事 請 負 者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	電話番号	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他()		

別記様式第10号(第5条関係)

厚岸町公共基準点復旧承認決定(却下)通知書

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認決定(却下)します。

承認事項	
復旧内容	
復旧場所	
復旧完了期限	年 月 日とする。
復旧する公共基準点名	
承認条件	1 公共基準点設置は、厚岸町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とする。 2 公共基準点設置工事完了後は、速やかに厚岸町公共基準点設置工事竣工報告書(別記様式第14号)を提出し、町の検査を受けなければならない。 3 検査に合格したときは、速やかに公共基準点を引き渡すこととする。 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに協議すること。
却下理由	

(裏面)

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第11号(第6条関係)

厚岸町公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の(一時撤去・移転)について、厚岸町公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)
一時撤去・移転期間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点 名		
移 転 す る 場 合 の 移 転 候 補 地		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	電話番号
添 付 図 面		1 位置図 2 平面図 3 写真 4 再設置位置図 5 その他()

別記様式第12号(第6条関係)

厚岸町公共基準点(一時撤去・移転)承認決定(却下)通知書

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日に申請のありました公共基準点の(一時撤去・移転)について、次のとおり承認決定(却下)します。

承認事項	
移転先	
一時撤去・移転する公共基準点名	
完了期限	
承認条件	1 再設置位置については、町と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡すること。 2 公共基準点設置工事完了後は、速やかに厚岸町公共基準点設置工事竣工報告書(別記様式第14号)を提出し、町の検査を受けなければならない。 3 検査に合格したときは、速やかに公共基準点を町に引き渡すこと。 4 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに町に連絡すること。
却下理由	

(裏面)

教示事項

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第13号(第6条関係)

厚岸町公共基準点(一時撤去・移転)請求書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住所
氏名

厚岸町公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により、公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

一 時 撤 去 ・ 移 転 理 由	
請 求 場 所	
一時撤去・移転する公共基準点	
請 求 期 限	年 月 日
備 考	

別記様式第14号(第9条関係)

厚岸町公共基準点設置工事竣工報告書

年 月 日

厚岸町長 様

住所

氏名

年 月 日付で承認を受けた公共基準点の(一時撤去・移転)について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
設置工事竣工日		年 月 日
設置公共基準点名		
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	電話番号
添 付 図 面		1 竣工写真 2 その他()

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)
別記様式第 2 号 (第 4 条関係)
別記様式第 3 号 (第 4 条関係)
別記様式第 4 号 (第 4 条関係)
別記様式第 5 号 (第 4 条関係)
別記様式第 6 号 (第 4 条関係)
別記様式第 7 号 (第 5 条関係)
別記様式第 8 号 (第 5 条関係)
別記様式第 9 号 (第 5 条関係)
別記様式第 10 号 (第 5 条関係)
別記様式第 11 号 (第 6 条関係)
別記様式第 12 号 (第 6 条関係)
別記様式第 13 号 (第 6 条関係)
別記様式第 14 号 (第 9 条関係)